

岡野課長代理

定刻となりましたので、只今から平成 28 年度第 1 回子ども子育て支援会議 ひとり親家庭等自立支援部会を開催させていただきます。

本日はお忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。私は事務局を担当いたします、こども青少年局子育て支援部こども家庭課長代理の岡野と申します。どうぞよろしく願いいたします。

まずはじめに、当部会の設置につきまして、経過をご説明させていただきます。

これまで大阪市におけるひとり親家庭等施策を総合的かつ効果的に推進することを目的といたしまして開催しておりました、「大阪市ひとり親家庭等自立支援推進会議」につきましては、今回から大阪市の「こども子育て支援会議」における部会として移行することといたしました。

背景といたしましては、母子及び父子並びに寡婦福祉法の改正によりまして、「自立促進計画の策定や変更の際には、こども・子育て支援法に規定する機関、その他の合議制の機関の意見を聴くように努めなければならない」、と規定されました。これを受けまして、「大阪市ひとり親家庭等自立支援推進会議」を本市の「こども・子育て支援会議」の設置する部会として移行し、こども・子育て支援施策とより密に連携することによりまして、本市のひとり親施策のより総合的・効果的な推進をはかることとした次第でございます。

根拠法令等の資料につきましては、資料の最後に参考として添付させていただいております。また御参照願います。今後は、「ひとり親家庭等自立支援部会」におきまして、ひとり親家庭等にかかる施策について、皆様方から貴重な御意見を伺ってまいりたいと思っておりますのでどうぞよろしく願いいたします。

それでは早速でございますが、本日御出席いただいております委員の皆様の方々をご紹介させていただきます。

資料の 1 に名簿をつけさせていただいております。その名簿を御覧いただきながら、50 音順に本日の出席者の皆様を御紹介させていただきます。まず専門委員の皆様でございます。まず専門委員の皆様でございます。

大阪労働局 職員安定部 職業対策課長補佐の五代儀委員です。

五代儀委員

五代儀でございます。どうぞよろしく願います。」

岡野課長代理

続きまして、大阪商工会議所中小企業振興部、部長兼経営相談室長の太田委員でございます。

太田委員

太田でございます。よろしく願います。

岡野課長代理

公益社団法人大阪市ひとり親家庭福祉連合会会長の小林委員でございます。

小林委員

小林でございます。どうぞよろしく申し上げます。

岡野課長代理

日本労働組合総連合会大阪府連合会女性委員会副委員長の福永委員でございます。

福永委員

福永でございます。おはようございます。よろしく申し上げます。

岡野課長代理

大阪大谷大学人間社会学部教授の農野委員でございます。

農野委員

よろしく申し上げます。

岡野課長代理

大阪市児童福祉施設連盟母子生活支援部会代表の広瀬委員でございます。

広瀬委員

広瀬でございます。よろしく申し上げます。

岡野課長代理

大阪市民生委員児童委員会協議会副会長の矢野委員でございます。

矢野委員

矢野でございます。よろしくおねがいします。

岡野課長代理

社会福祉法人大阪市社会福祉協議会事務局長の輪違委員でございます。

輪違委員

輪違でございます。よろしく申し上げます。

岡野課長代理

次に関係者の皆様でございます。

大阪労働局職員安定課の課長補佐、花井委員でございます。

花井委員

花井です。どうぞよろしく申し上げます。

岡野課長代理

一般社団法人大阪人権ネットワーク安田代表理事でございます。

安田理事

安田です。よろしくお願いいたします。

岡野課長代理

NPO法人しんぐるまざーふぉーらむ関西の山口事務局長でございます。

山口事務局長

山口でございます。よろしくお願いいたします。

岡野課長代理

また、本日は、所要のため欠席でございますが、関西福祉科学大学 社会福祉学部教授の遠藤委員、・大阪弁護士会 弁護士の下迫田委員にも、御承認いただいております。本日は子ども子育て支援会議条例の第9条の規定によりまして部会は半数以上が出席しなければ会議は開催できないことにされておりますが、本日過半数の出席をいただいております定足数を満たしておることを、御報告させていただきます。

続きまして事務局を紹介させていただきます。子ども青少年局子育て支援部部長の工藤でございます。

工藤部長

おはようございます。工藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

岡野課長代理

同じく、子育て支援部 子ども家庭課 課長の迫野でございます。

迫野課長

どうぞよろしくお願いいたします。

岡野課長代理

また、本日は庁内プロジェクトであります「ひとり親家庭等自立支援プロジェクトチーム」の構成員が出席いたしております。構成員につきましては、資料1の先程の裏面に記載しておりますので、御確認いただきますようお願いいたします。

それでは、会議に先立ちまして、子ども青少年局子育て支援部部長の工藤よりご挨拶申し上げます。

工藤部長

皆さん、改めておはようございます。子育て支援部部长工藤でございます。開催にあたりまして一度ご挨拶申し上げます。委員の皆様には、公私何かとお忙しい中、この当部会に御出席賜り誠にありがとうございます。また、日頃は当市ひとり親家庭等自立支援施策におきまして、御協力いただきまして厚くお礼申し上げます。さて、大阪市では平成27年3月に大阪市子育て支援計画を策定いたしまして生まれる前から乳幼児を経て青少年期に至るまでの子どもを、また青少年期に関する子どもの施策を総合的に推進いたしております。ひとり親家庭等の施策におきましてはひとり親家庭等自立支援促進会議で御議論いただきまして27年4月に大阪市ひとり親家庭等自立促進計画を策定し、子ども子育て支援計画と連携して、ひとり親の就業自立を支援すると共に子どもが心身共に健やかに成長できるように本市のひとり親家庭等の自立に取り組んでございます。本日は関連施策の27年度の進捗状況、また、市長をトップといたしまして子どもの貧困対策の状況につきまして御報告させていただきたいと思っております。委員の皆様には忌憚のないご意見、御提案をいただきますようお願い賜りまして開催にあたりましての、御挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお祈いします。

#### 岡野課長代理

続きましては、資料の確認をさせていただきます。本日の資料といたしまして次の通り配布させていただきます。

資料1 といたしまして 子ども子育て支援会議 ひとり親家庭等自立支援名簿

資料2 といたしまして 大阪市ひとり親家庭等自立促進計画

資料3 といたしまして 子どもの貧困対策

資料3-1 といたしまして 子どもの貧困対策の推進について

資料3-2 といたしまして 大阪府 子どもの生活に関する実態調査のスキーム

資料3-3 といたしまして 調査概要、

資料3-4 といたしまして 子どもの生活に関する実態調査、

資料3-5 といたしまして 養育費の確保について、

参考といたしまして

- 1 ひとり親家庭等自立支援部会設置に関わる根拠法令等、
- 2 こども・子育て支援会議条例等、
- 3 こども・子育て支援会議運営委員、
- 4 こども・子育て支援会議のひとり親家庭等自立支援部会について、
- 5 審議会等の設置及び運営に関する指針、
- 6 傍聴要領、

以上でございます。

サポートブックとですね、ひとり親家庭等が利用できる制度一覧、それから大阪市ひとり親家庭等自立給付金という黄色いパンフレット、現在虐待防止月間ということで全ての子どもが笑顔に暮らせる社会ということでセレッソ大阪とタイアップさせていただきまして、パンフレットを作らせてもらったので、参考としてつけさせていただきます。それから、ボールペンも合わせてつけさせていただきます。以上になりますが何か不足している資料等とかございますでしょうか。

それでは、あの次に会議の進行を部会長にお願いしたいと思いますが、部会長につきましては、子ども子育て支援会議条6条第3項の規定に、部会に部会長を置き、当概部会に属する委員の互選によりこれに定めると規定されていますので、この規定に従いまして部長会の選出をお願いしたいと存じます。本日初めての部会ということもあり、事務局の方で案を用意させていただいております。事務局案につきまして御検討いただくという形でよろしいでしょうか。・・・ありがとうございます。

それでは、これまで大阪市ひとり親家庭等自立支援推進会議の座長として御尽力いただいております農野委員に、引き続き当部会の部会長をお願いしようかと存じますが、いかがでしょうか？（拍手）ありがとうございます。

それでは、農野委員に部会長をお願いしたいと思います。恐れ入りますが部会長席の方へ移動をお願いできますでしょうか。

それでは、農野部会長のほうから一言御挨拶をいただきたいと思いますのでよろしくお願いたします。

#### 農野部会長

前回に引き続き、部会長という大役を仰せつかりました農野でございます。

私は人間の大事な力として、知恵と慈悲と希望、そういうものがあると思っています。けれども、社会の中で抑圧をされながら、知恵や慈悲や希望が萎えてしまっている方々が散見されるように思います。その中で、今この少子化の中、ワンペアレントファミリーの方々がですね、この大事な社会のパートナーだと思っていますので、そういう御家庭がこの社会の中で元気でありますように、そういう風に願いながら、前回から引き続き部会長を務めさせていただきたいと思います。是非、皆様方のお知恵をいただきながら、それぞれの御家庭が元気でありますようにと、そのような思いで務めさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いたします。

#### 岡野課長代理

ありがとうございました。

次に、部会長代理につきまして、同じく条例第6条第5項におきまして、あらかじめ部会長が指名するとの規定になっておりますので、部会長から御指名いただきたいと存じます。どうぞよろしくお願いたします。

#### 農野部会長

はい、ありがとうございます。今日御欠席なんですけれども、以前から自立支援推進会議におきましても代理を務めていただきました、遠藤委員にお願いしたいと思いますが、本日御欠席なんですよね。事務局さんに確認させていただきたいのですが、御欠席の場合はどうしたらよろしいのでしょうか？

#### 岡野課長代理

基本的には、部会長の指名ということでございますので、本人に御異存がなければ、問題ないかと存じますが、遠藤委員からは御指名があればお受けする旨、事務局に委任をい

ただいております。

農野部会長

ありがとうございます。それでは、遠藤委員に部会長代理をお願いしたいと思っておりますので、また、ご連絡の方をよろしく申し上げます。

岡野課長代理

かしこまりました。それでは、この後会議の進行を部会長の方をお願いしたいと思います。部会長よろしくお願いたします。

農野部会長

はい。それでは、本日の次第に従いまして議事を進めてまいりたいのですが、まずは会議の公開ですね、この会議は公開となっておりますが、本日の傍聴者の方々のご報告をいただけますでしょうか。ございますでしょうか。

迫野課長

事務局を担当しております、こども家庭課長の迫野でございます。本日傍聴者につきましては、なしということでございます。よろしく申し上げます。

農野部会長

そうですか、はい、ありがとうございます。それでは早速、議題に入ってまいりたいと思っております。

まず、大阪市ひとり親家庭等自立促進計画、平成27年度からの分につきまして、関連事業の進捗状況について、事務局さんの方からご説明申し上げます。

迫野課長

着席したまま失礼いたします。それでは私の方から大阪市ひとり親家庭等自立促進計画関連施策の進捗状況について御説明をしたいと思います。まず資料2の方で御説明したいと思います。今計画の進行管理につきましては当会においてその状況を報告するという主旨をあげておまして、各事業の実績や取り組み、内容についての御報告の説明とさせていただきます。あの、お手元の資料にもありますように、1枚目1ページ目、2ページ目の方関連施策の一覧表ということでA4の1枚もの、それからそれぞれの具体的な詳細や実績につきましては、3番の大きな資料となっておりますけども、これで御説明さしてもらいたいと思っております。それでは、まず1つ目の柱からまいりたいとおもいます。まず、A3の方の大きな表を御覧いただきたいと思っております。まず1番上のところにですね1と書いております就業支援、これがいわゆる5つの柱ということで計画を推進いたしておりますひとつでございます。

その次に(1)ということで、それぞれの取り組み内容の事項を書かせていただいております。で、具体的な内容として、(ア)(イ)(ウ)それから事業名となっております。で、御説明させていただくとまず、1つ目の就業支援の(1)効果的な就業相談紹介についてでござ

います。1 ページ目の 5 つ目 (イ) ですね、左から 2 つ目 区保健福祉センターにおける就業相談説いたしまして、ひとり親家庭サポーターの事業であります。各区保健福祉センターで週 2 回、ひとり親家庭の親及び寡婦とりわけ児童扶養手当受給者を対象といたしまして、就業に関わる専門的な知識を有するひとり親サポーターというのを配置しておるんですけど、このサポーターがひとり親自立支援給付金の事前相談でありますとかその事務、業務とかあるいは様々な相談を受け付けております。平成 26 年度からサポーターを常用しておりますで各区週 2 回確保しておりますで、相談窓口を開設しております。又、区役所、同じ区役所内です、生活保護受給者の就職支援事業もあるんですけど、こちらもの方も連携いたしまして就労支援を実施いたしておるところでございます。真ん中あたりのところに 27 年度就職者数実績があがっておりますが、引き続き 28 年度につきましても、この事業を実施いたしまして、ひとり親家庭の自立に向けた継続的・計画的支援が行えるよう相談体制の整備をを図っております。

次に (2) ということで安定した就労にむけた能力開発の就労支援講習会ということであります。そのページの右から 2 つ目だと思いますが、この愛光会館の中にですね、ひとり親家庭等就労支援センターにおきまして、ひとり親家庭の母 (父) に対しまして就業能力開発の機会を提供するための講習会を実施いたしております。そちらに就業に向けた質の高い資格を取得することがひとり親等の就業に非常に有効であるということから様々な講習を実施いたしております。27 年度の実績は記載の通りでございますけれども、例えば簿記会計業務でありますとか、医療事務とか随時開催いたしておりますで、ひとり親家庭の自立に向けてより有利な講習会を進めてまいりたいと思っております。

次、2 ページの方をお開けいただきたいと思えます。ひとり親家庭等自立給付金ということでまず (ア)自立支援教育給付金ですが仕事に必要な資格や技術を身につけるための事前の就業相談を通じまして、本人様が受けたと思った講座を当市の方で指定させていただきます。これは、介護職員の初任者研修でありますとか、そういったものになるんですけど終了後に決められた手続きをすれば払った費用の一部を支給するというものになっております。入学金、受講料などがございますが 27 年度は、その 2 割、上限 10 万ということで実施させていただきました。

次に 2 つ目、高等職業訓練促進給付金ということでございます。就職や定職に有利な資格を習得するため 養成機関で 2 年以上、訓練を受ける場合に就業期間の安定な生活を支援する生活費の支給をする事業でございます。非課税世帯が月額 10 万円、課税世帯が月額 75000 となっております。対象となる主な資格といたしましては、看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士などとなっております。

そしてさらに (ウ) でございますが、平成 28 年度からはこれらの事業に加えまして、高等学校の卒業程度認定資格合格試験いわゆる高卒認定試験なんですけど、こちらの方への支援事業への新たに実施いたしております。ひとり親家庭の親御さんが高卒認定試験を受ける際の費用のその一部を支給するものであります。

受験対象講座は 2 割、試験の方は全ての科目に合格した場合に 4 割、計 6 割を支給するものであります。27 年度の実績といたしましては、自立支援給付金が講座指定認定で 26 人、支給が 20 人、高等職業訓練促進給付金が支給 132 人となっております。また新たに実施いたしました高卒認定の方が講座指定の者が 7 名、高認におきましては支給には至って

おりません。28年度におきましては、引き続きこの3事業を予定しておりますが、支払いの割合が国名義ということにかわっておりまして、自立支援教育給付金の方は支払いの割合を2割～6割 上限額10万～20万ということで拡充いたしております。高卒認定資格の合格試験の方でございましたがその子どもも対象ということでこちらの方も事業拡大をいたしております。

続きまして4ページの方を開けていただきたいと思います。こちらの方は2つ目の柱であります 子育て生活支援というのがあがっております。右から2つがそれに当たるんですけど、子育て支援策の推進ということでまず、保育所入所枠の計画的な確保をしております、保育所整備というものでございます。

国の待機児童解消加速化プランというものがございますけども、このプランをふまえて、当市のおきましても保育所等整備計画を策定をいたしましてこの計画に基づいて保育に必要な入所枠を確保するため民間事業所等による保育所の整備賃料にかかる経費の一部を保障することで整備の促進をはかっておるところでございます。27年度の実績ということでそれぞれ本園新設9か所、増改築5か所、賃貸6か所、認定こども園7か所というふうに記載させていただいておりますが、合計27か所というところで2031人の入所枠の確保をはかったところでございます。引き続き28年度におきまして、その下のところの欄になりますけども、28年度予算におきまして2590人分の整備を行う予定としておりまして、引き続き保育所整備を進めてまいりたいと考えております。次のページ5ページをお開け下さい。

(エ)ということで病児、病後児保育事業 真ん中のところでございます。こちらの方は、保育所に通所しております児童が病気の回復期である場合、または病気の回復期にならないことから、保育所等での集団保育は不可なことで、保護者等が勤務等家庭の都合で保育できない場合、預かる事業でございます。平成27年度実施事業所は34か所ということで平成26年度の(31か所)といただいております人数も述べ11921人が利用したことになっております。平成28年度でございますが4か所の新規開設を目指しておりまして、今後実施する予定になっております。また、訪問型保育モデル事業も2事業者で実施いたしております。

次のページ6ページの養育支援訪問事業となっております。右から2つ目でございますけれども、この事業につきましては、産後間もない時期に様々な原因で養育支援が必要な御家庭に対しまして児童の健全育成と児童虐待の未然防止を図るということで助産師等の専門職による育児に関する指導でありますとか、こども家庭支援員による相談、エンゼルサポーターによる家事支援などを行うきめ細やかな訪問型の子育て支援を実施いたしておるところで27年度の実績につきましては、訪問家庭数は記載の通りでございます。ちょっと二段誤記がございまして、上段の方が27年度の訪問派遣数となっております、下の26年度の事業実績が誤って記載されております。御訂正の方をお願いします。上段のこども家庭支援の方が58件866回、エンゼルサポーターが252件の921回、保健師及び助産師による訪問支援が467件3363回となっております。今後も事業内容の周知等を図りまして、事業の継続に努めてまいりたいと考えております。

ちょっと飛びまして、8ページの方を開けていただきたいと思います。同じく生活支援の中の(2)の生活支援策推進ということで(ア)一番左端になります

とり親家庭等生活支援事業についてでございます。

ひとり親家庭、寡婦の方が就業や疾病などにより一時的に生活援助や保育のサービスが必要になった時に、家庭生活支援員の派遣でありますとか家庭生活支援で自宅で保育を行うサービスとなっております。平成 26 年度からひとり親家庭の支援事業の再構築といたしまして、就学や就業などの事由で利用の場合は利用時間数の拡大でありますとか、恒常的な残業の場合でも利用できるように利用目的の範囲の拡大を目指しております。平成 27 年度の実績といたしましては、真ん中のところでありますとおり、家庭生活支援の登録者が 681 人、派遣件数が 546 件となっております。それから 10 ページのほうへ飛びますが 10 ページの方の真ん中の 4、こどものサポートといたしまして塾代助成というのがあります。子育て世代の経済的負担を軽減すると共に学力や学習意欲や個性や才能を伸ばす機会を増やすため市内在住の保護者のうち、所得条件に該当する者を対象に学習塾や家庭教師、文化、スポーツ教室にかかる費用について月額 1 万円を上限として助成をする制度でございます。実施経過は記載の通り、平成 24 年の 9 月から開始をいたしました順次拡大をしてきたところでございますが、平成 27 年 10 月からは、市内の中学生の約 5 割が対象となるように拡大したところでございます。実績といたしましては、真ん中上段にあるとおり、合否決定数が 18622 人、参画事業者が 1669 人ということでかなり増えております。

3 つ目の柱の養育費確保に向けての支援ということで (2) 相談・情報提供体制の充実についてでございます。ページが 11 ページということでおとなりとなっております。

(イ) 専門相談の実施でございます。当 愛光会館の母子家庭等生活支援センターの事業のひとつといたしまして専門相談を実施しております。とりわけ、養育費の確保におきましては複雑な法律上の問題がからんでいることが少なくないということもありますし、ひとり親家庭がかかえる様々な問題に対しまして法的な見地から弁護士による法律相談をセンター事業といたしまして月 2 回昼、夜 実施いたしております。平成 27 年度の相談件数ということで 76 件となっております。後程御報告申し上げますが、弁護士相談につきましては、あの 28 年度に更なる拡充を目指しております。

4 つ目の柱ということで経済的支援ということでございます。(1) 経済的援助の実施ということで同じページ (ア) の真ん中の児童扶養手当の支給ということでございます。離別や死別によりますひとり親家庭世帯、又、父、母共生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与する目的で実施いたしております。国の事業でございますが平成 27 年度の支給金額は記載の通りでございます。実績の方でございますけれども 27 年度末の受給者といたしましては 30326 人となっております。全部支給が 20403 人、一部支給が 9923 人ということで所得に応じまして支給が減額されるということになっております。で、この児童扶養手当制度につきましては国の改正に伴いまして本年度 8 月からは第 2 子が最高 5000 円が最高 10000 円、第 3 子以降が 3000 円から最高 6000 円ということで所得に応じた形での加算額が増加しております。

ここから (イ) の母子、父子、寡婦福祉貸付金事業でございます。

これは、同じく、ひとり親家庭の経済的自立と生活の安定、こどもの福祉の安定をはかるために、無利子、又は低利子で各資金の貸付を実施するものでございます。種類は記載のとおり 12 種類となっております。

貸付金の種類あるいは連帯保障、有無によって異なりますけれども、無利子、又は年利子

1.5%となっております。平成 27 年度(定額)でございますが、母子福祉貸付の方が 318 件、父子貸付 1 件、これは 26 年 10 月からの開始となっておりますけども寡婦の方が 16 件となっております。引き続き、事業実施ということで、貸付が（真に）自立に結びつくような形で実施させていただきたいと思っております。

とびまして、14 ページ、あっ 12 ページですね。

経済的負担の軽減のところ(ウ)でございますが、寡婦控除等のみなし適用による保育料の軽減でございます。未婚のひとり親につきましては、税法上の各控除の対象外となっております。同じ所得額でありましても、あの市町村税等に差が生じまして、その結果、子育て支援法による給付対象となる保育所の保育料に差が生じるということから寡婦控除をみなし適用して保育料を軽減しております。

まん中あたりに 27 年度の実績といたしましては、対象者は 50 人、金額にいたしまして 319 万 2700 円の減額を実施したところでございます。

それからちょっととびまして 14 ページでございます。

情報提供の推進ということで、ひとり親家庭等の経済的負担に役立つ諸制度というのを知らないという解答をされた方が非常に多かったということもございまして様々な媒体を活用いたしまして、広報周知の活動を実施いたしております。27 年度につきましても、お手元の方に配布しておりますひとり親家庭等のサポートブック、それから各種事業に関わるリーフレットの作成、それからホームページへの掲載等、ひとり親家庭の方が手に取りやすい、わかりやすい情報発信に努めておるところでございます。サポートブックにつきましても、今年度はいわゆる QR コードを設置したりですね、電子媒体でも活用が可能な形で記載をするなど、工夫をしておるところでございます。

引き続き、出来るだけ多くの方が、利用につながるような形で、広報媒体等を活用してまいりたいと考えておりまして効果的な情報提供に努めてまいりたいと思っております。

最後でございますけれども、サポート体制の充実ということで 15 ページの方御覧いただきたいと思えます。

(エ) のところですが、母子、父子福祉センターにおけます相談、情報提供でございます。この愛光会館におきまして、ひとり親家庭のための相談事業、ひとり親家庭の方というのは昼間就労しているケースが多いということで、土曜日や日曜日の生活相談を実施をしておるところです。27 年度の相談件数といたしましては、628 件ということでございます。

雑駁でございますけれども、主なポイントだけ 27 年度の事業実績、28 年度の御報告、御説明させていただきました。以上でございます。

農野部会長

はい、ありがとうございます。

只今、進ちょく状況につきまして御説明いただきましたけれども、委員の先生方何か、御意見、御質問ございますでしょうか？ぜひご意見いただきたく思います。

はい、徳永委員お願いします。

徳永委員

勉強不足でしたら申し訳ございません。A3 の資料の一番最初にお話されました、平成

27年度就職者数418名というのは、正規社員か非正規社員か、というところを、もし御存じでしたら伺いたたい。というのは、連合大阪として、女性活用推進法ができてから女性の活躍ということでは取り組んではいるんですけども、なかなかひとり親家庭の方ってというのは、働ける環境がパートタイマーというような位置づけで考えて、正社員を目指されないという方もいらっしゃるので、そういったところをもし伺いできれば、力を入れてつないでいかないと、と考えておまして、もし御存じでしたら教えていただきたいと思います。

農野部会長

はい、事務局さんお願いできますでしょうか。

迫野課長

すみません、今ちょっと手元の方に資料がなかったので、正規、非正規の区分はわからないんですけども、どちらかといえば、非正規の方が多かったと思っております。ただ、出来るだけ正規職員の職に就けるようにということで、先程ご説明申し上げました、例えば資格取得であるとか、あるいは、相談事業を通じたキャリアカウンセラーということで、何とか自立にむけた取り組みを進めておるところでございまして、御理解いただきたいと思っております。

徳永委員

ありがとうございます。連合大阪としても労働組合としても、企業側のそういった観点も周知をして、みなさんが働きやすい環境にするよう力を入れて取り組んでいきたいと思っております。ありがとうございました。

農野部会長

はい、ありがとうございます。

他にございませんか？ はい、お願いします。

安田委員

制度によって、去年から努力されているところや、数が減っているからといって色んな制度が、別の方に移ったという、色んな状況があると思うんですけども、2ページのところ、新しくできました「高等学校卒業程度認定試験合格支援事業」というのが、27年8月から実施されたということで、これが今年始まって支給が0人、というのは何か理由があるのかなというのがひとつ。まとめて言います。何故こういう、せっかく新しいのができたのに支給がされなかったかというのがひとつと、それと5ページのところの「一時預かり事業」というのがありますけれども、これは昨年からの子どもの事業が合体されて、2つの事業の合計86ヶ所の事業がひとつに合体して、今27年度は63ヶ所、28年度は72ヶ所ということで、これが元々あった86ヶ所が全部これにそういう形で移行していくのかどうか、つまり、一時は63ヶ所、休日が23ヶ所あったと思いますが、それがまだそういうふうに変っていくのか、一時預かりがそういう形にかわっていくのかどうか教えていた

だきたいのと、それともうひとつすみません。ぎょうさん言うて。6 ページの一番最後の「養育支援訪問事業」これ何で2つ書いてあるのかな。これ先程聞いて知ったんですけれども、子ども家庭支援員が27年度何故これほど件数が減っているのかなというのが気になります。何か事情があったのかなという。3つも言いましたすみません。わかる範囲で、わからへんかったら又メールか何か文書で言って下さい。

農野部会長

お願いします。

迫野課長

まず1つ目のところであります、高等学校の分なんですけれども、これは受講前にまずする必要があります。これから受講しますよ、と。ですので、例えばなんですけれども、高卒認定試験を受けるのに、数学が苦手なんです、という方がいらっしやいまして、数学の講座を塾なんかがよく最近されてるんですけれども、受講したいということ、まず希望がありまして、申請をいただく。その講座を指定して、それから、その講座を修了し、試験に合格しないとこのお金は出ない、という格好になります。実際は27年度は0になっておるんですけれど、28年度は既にもう3件お支払いをさせていただいておるということで、国のメニューにはなっておるんですけれども、そういう仕組みになっている。ですので、8月から実施ということなんですけれども、ただ全国的にも7人あるということは、多い方だという認識をいたしておりまして、窓口でひとり親家庭サポーターの方が、こんな事業がありますと、御紹介をして、じゃ受けてみようか、ということで受けておられるということになりますので、大阪市の取り組みとしては一定評価をいただいているところでございます。

それから、養育支援の方ですが、数の方は、ちょっと若干減ってはいますけれども、あまり変わってはいないということで、対象者が少し減ったのかなと思っております。どちらかといいますと、支援の必要な御家庭に派遣するというので、各区の依頼を受けて行く形となっておりますので、ご利用は各区の方でなかったのかと思います。それ以外はわからないので申し訳ございません。

門林管理課副主幹

一時預かり事業の件なんですけれども、すみません、今お答えすることができませんので、持ち帰りまして、後ほどお答えしたいと思います。申し訳ございません。

農野部会長

はい。じゃよろしくお願いします。

他にございませんでしょうか。はい、よろしくお願いします。

廣瀬委員

廣瀬でございます。私、母子生活支援施設という立場なんですけれども、様々なこういうひとり親の事業がされているところではあるんですけれども、母子家庭の生活が安定し

ているところにはつながっていない、というのは、何故なんだろうということで、やっぱりひとり親家庭の貧困率が 54.6%あるというところへんでは、やはりひとり親家庭の状況というのは深刻なのかなと受け取っております。

母子家庭の調査研究とかで、母子家庭になる前に女性が資格をもっていたり、継続的に常勤で勤務されている年数が長い程、母子家庭になっても、就労がしやすかったり、正職につけたりするんですけれども、やっぱり、教育的な水準が低かったりすると、なかなかつながりにくいということが8割、資格取得というのも、再就職にいくまでの、何かこう、問題というのかなと思っております。

母子生活支援施設での支援に、自立支援計画というのを、お母さんと一緒に策定するんですけれども、やっぱり目の前の生活に精一杯で、将来についてのライフプランというんですかね、そこの作成が一番難しい状況でありまして、将来に思いをはせるというのがたいへん難しい状況であります。

東さくら園では、私の勤務しておるところが東さくら園になるんですけれども、自尊心の回復のプログラムであったり、子ども達の自己肯定感の回復のワークショップ等するんですけれども、やっぱり女性であったり、子どもをエンパワーメントする、そういうような「予防的観点」というのが大事ではなかろうかなと思って、そういうところがあれば、もう少しこういう事業が、実行の成果が表れやすいのではないかなと思って見させていただきました。

農野部会長

はい、ありがとうございます。

暮らしているというのは、本当に色んな要素から成り立ってしまっていて、暮らしの中でどこか損なわれている部分があると、全体的に影響を及ぼすということがありますから、ひとり親のご家庭が安定していくためには、色んな観点から見て、色んな手立てを打ちながらやらないといけないんでしょうけれど、ただ、それぞれの御家庭にそれぞれの歴史とか、そういうものがあって、なかなか一長一短に、制度として、どれだけ作りあげられるだろうかという風な思いが一方ではするんですね。ですから、直接目の前で、ひとり親家庭の親御さん、子どもさんに関わられる母子生活支援施設でのスタッフの方であるとか、あるいは地域の中で活躍していただいているひとり親家庭サポーターの方ですとか、そういう方がものすごく大事になってくるのだろうな、という気がしています。同時に、そういう色んな部署で働いておられる方々が、こういうひとり親家庭の問題に意識を持っていただき、常々仕事の中で何か手を貸してくださるようなことがあれば、そういうことをしていただけたらな、というふうに思うんですけれども。

何かございませんでしょうか？

はい、山口委員お願いします。

山口委員

「ひとり親家庭日常生活支援事業」、ページでは8ページなんですけれども、先程、説明の中で今年度から恒常的な、例えば、残業時のお迎えも OK ということで制度が拡大され

たというのを聞きしたんですけれど、私は兵庫県の方に住んでいるんですけれども、日常生活支援事業がある自治体は本当に少なく、大阪市でこんな制度があるよ、と、例えば残業時のお迎えに行く時も、最低0円から一番高くても300円で行ける、というのは、非常に皆さんうらやましい、大阪市に引越したいなど言うてはるぐらいなんですよ。

一方、ファミサポの方は、1時間800円で、これは全国どこでもそうなんですけれども、やっぱり1時間800円だったら利用できないとおっしゃる方が多くて、そのファミサポの数も出てるんですけれども、やっぱりこちらの方が利用度が高いとは思ってますけれども、その課題っていうんですか、例えばこういうところをもっと工夫したら、もっと利用があるとか、実際に、もちろん全国の中では進んでいるとは思いますが、他の市に住んでる者としては、もっと学びたいと思ってるんですけど、特にこういう点に注意したら、もっとシングルマザーの人に、シングルファーザーの人にとって利用しやすい方法っていうんですかね、あれば教えていただきたい。やっぱり681人っていうのは、これは多いのか少ないのか、派遣件数が546件ですね、これが大阪市全体で言ったら少ないような気もするんですけども、その辺がちょっとわからないですね。

それと、みなし寡婦のことが載っていた、12ページに、保育料のことに、ここに大阪府からの新子育て支援交付金としてお金が出たから大阪市の負担は0円と書いてあるんですけれども、他の政策について、みなし適用が今後されるかどうか、例えば、奈良市は20件程、尼崎市も30件、神奈川とかもっと多いところも全国ではあるんですけれども、大阪市もぜひ、みなし寡婦の適用をどんどん広めていただきたいと思うので、ちょっと予算的なこともあると思うんですけども、たまたま、この分は、大阪府からお金が出てよかったですね、というのがあって、他の施策の方へ広げてもらうような計画とか、ぜひ要望しますし。公営住宅の方は国全体になりましたけれども。お願いします、というか。

農野部会長

事務局さん、何かコメントございますか？

迫野課長

みなし寡婦の件でございますけれども、保育所保育料をきっかけということで、まず先駆的にやらせていただいているところがございます。ただ、これ以外にもですね、いわゆる児童扶養手当受給者、ひとり親の方に対します減額措置というのは別途実施しているものもございますので、低所得者の方については、色々進めているところがございます。また、みなし寡婦、所得を越える方などにつきましては、今のご意見をふまえながら検討してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

農野部会長

はい、ありがとうございます。

ひとり親家庭の日常生活支援なんですけれども、例えば保育所に預けておられない0.1.2才ぐらいのお子さんを抱えているお母さんがよくおっしゃるのは、自分がちょっと歯医者に行こうと思ったり、病気で病院に通院しようと思っても、赤ちゃんがいてなかなか行くことが出来なくて、と、そういうことをおっしゃる方が時々、いらっしゃるんですけれど

も、どんなふうな場合に、どういうふうに派遣されているのかというものを、把握しておられると思うんですけれども、もしかしたらこういう場合ももっと利用してもらえたら、というような形で広報できるようなことがあればと思います。

他に何かございますでしょうか。ぜひ、色んな御意見いただきたいんですけれども、ございませんか？

はい、小林委員。

小林委員

あの、このように会議させていただいて、市の役員の方々は、皆さん御存じなんですけれど、区の方が受け入れていただけないような状態になるんですね。サポートブックを置いて下さいって言って、置いてはいただけるんですけれど、置いているだけで、相談に来はった人に、こういうサポートブックがあって、見たことありますか？いいことが書いてありますよ。あなた方は、ひとり親家庭で、どんな生活されているんでしょうかね。相談事はございませんか？というふうなことを、ひと言、言っていただけるだけで、だいぶ違うと思うんです。私どもの会に入っておられる方々は、皆さん御存じなんですけれど、入っておられない、児童扶養手当をいただいている方々は、うちの会に入っている間に、9倍ぐらいはると思うんですけど、その方々に浸透してないんですよ。全然わからなくて、先程農野部会長さんがおっしゃったみたいに、お医者さんに行くのにも困るというようなお話があるんですが、ここ愛光会館もこんなありますよ。というひと言で、ほなちよっと相談に行って、こんな時はどうしたらいいですか、と言って生活支援に来ていただくとか、という方法があるので、区役所が事務局にいはる時は、一生懸命してくださったのに、手をはなされたとたん「来ることならん！」みたいなことをおっしゃるんです。あの、ちょっと児童扶養手当の時に相談会みたいな所を、ひとつ机を動かしていただいて、状態を組みたいと思いますと言って行っても、「まかりならん！」とおっしゃる区は対岸なんですね。私の区は「あぁいいですよ」とおっしゃっていただいて、いいんですけれど、ほとんどの区がチラシ配るのもサボる、じゃなくてチラシ配るのもまかりならん、というような区があるんです。だから申し訳ないんですけれど、大阪市さんの方で区の方にも、このような状態を伝えていただいて、きめ細やかな支援をさせていただいたらと思います。これは私からのお願いでございます。

農野部会長

はい、ありがとうございます。ぜひよろしくお願ひします。

はい、矢野委員お願ひします。

矢野委員

今、小林委員からもあったように、まず私ちよっと今、大阪府の方の運営適正化委員会、これは大阪府社協の中にあるんですけども、その中の苦情処理委員会という所におるんです。そこにもあがってくる例は、今おっしゃったように、これ大阪府下からあがってくる議題の一覧もあるんですが、半分以上が大阪市からです。色んな問題があるわけなんです

ね。大阪府下で抱える施設等、老人ホームや、幼稚園、保育園等、含めてあがってくる問題なんですけれども、全てのことで、今おっしゃったように、大阪市の方で本来ならなすべきことがなされていない。役所の方が、わざわざ、ここへ相談なさったらどうですか、うちの役所ではとても無理ですよ、というふうに紹介してしまうんですね。そういうことで、私も、こども委員会入って3年になるんですけれども、この3年、入った当初は大阪市からというのは、ある区以外そんなになかったんです。ところが昨今「えっこの区からも！」というのがあるんです。やっぱり、担当者が替われば、邪魔くさいのか何か知りませんけれども、そういうようなことがある。これはもう小林さんがおっしゃったことよくわかります。

それから、今、私自身がこの3日間で抱えている中学生の問題なんですけれども、暴行事件。これも、いじめる側、いじめられる側、みんなほとんどがひとり親です。で、そういう親の枠の中で、これも、もうみなさんよく御存じだと思うんですけれども昨今、中学生が、これは長崎や横浜であったことなんですけれども、河川敷で殺して、そのまま川へ放る、海の岸壁でいじめて度が過ぎて殺してしまったから海へ放った、というようなことが、ごく普通にテレビや新聞で流れているんですけれども、これの原因、みんな今大阪市がなさろうとしていること、市長がものすごく力を入れてやろうとされている貧困の問題、だから今日ここで行われているひとり親家庭の問題、これ全て関わることなんです。ところが、我々民生委員の会長会でもよく出てくる話なんですけれども、警察にしたって、お願いに来るばかりで、地域の連携とか何とか言うことで、もう民生委員会に何でもかんでも持ってくる。ところが、学校と警察、学校と区役所、警察と区役所は連携されているかと言うとされてないんですね。それぞれの立場の枠の中でしかものを言わない。昨日、一昨日と、警察の方へ出向いて行って、課長と談判するにあたって、もうどうしようも話にならん。もう最後にあんたと話にならんのやったら、いっぺん署長と話すべきやとは思いうんやけれども、西淀川はあてにならん、ということで、青少年局と教育委員会と私とで、府警本部へ行って話をしてもいいんか、というようなことまで話した。私の知り合いの新聞社で社会部におる人間で、この問題について、ものすごく勉強している者がおりますんで、何人かね、そういう者もちょっと出てきて、お前らも一緒に勉強するか、そういうことを言うたら、是非参加させて下さいという。そういうことを、ほんまに外側から攻めなあんたらはせえへんのか、仕事の上でせえへんのか、という状況が続いているんです。そういうこともまず是正を考えなければ、我々ここで一生懸命、これだけの資料を集めて、なんぼやっても、先へ、解決の方向性が見えてこないと思うんです。施設の代表の方や何か色々おられると思うんで、色々で自分のところでもあろうかと思いますけれども、実際的にこうやって資料であげておられることを、実際できているのかを、私はものすごく疑問に思う。やりづらいやろうな、気の毒やな、と。以上です。

農野部会長

はい、ありがとうございます。

先程、廣瀬委員がおっしゃいました、自尊感情の回復であるとか、あるいは予防的観点であるとか、そういったものを含めながら、何をしてさしあげられるのだろうかということを考えなければいけないんですが、この後子どもの貧困についての御報告もしていただ

きますけれど、やっぱり、教育というものは、ものすごく大事なものだと思うんですね。先程ぼく、冒頭で「知恵と慈悲と希望」と申し上げましたけれど、単に子どもを知的に教育するだけではなくて、その中に情操、というか、人との触れ合いの中と言いますか、その中で情的な慈悲ですね、あるいは子どもが希望をもって社会で生活できるようになるためには、やはり家庭そのものをしっかりと支えていかなければならないと思うんですけれども、同時にこれ、ひとり親家庭のための計画ということで、つまり積極的優遇策ですね、アクションしているわけなんですけれども、何故それをしなければならないのかということからですね、やっぱり多くの方の理解を得ないといけないのではないかと、そういうふうに思います。それがなければですね、ひとり親家庭のおうち、これだけ大変なんだ大変なんだ、ということが逆にマイナスの広報をしてしまうような形になりますので、多くの家庭の子育ての中にひとり親家庭の施策があり、だけれども、こういう部分が社会として支えなければならないので、積極的に優遇している、というものが必要なんだろうなと思います。同時に、どの位この事業が動いているのかという、矢野委員の御指摘なんですけれども、例えば相談件数とかですね、登録者数だけではなくて、じゃ大阪市の中でどの位の利用率があったのか、あるいはその事業によっては、どんな利用の仕方をされているのかとか、そういった方をぜひ、庁内で分析していただけたらなと思いますので、よろしくをお願いします。

他に何もございませんでしたら、お話がありましたように子どもの貧困対策についての御報告をしていただこうと思うのですが、よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。そうしましたら、議題の2、子どもの貧困対策について、事務局さんから御説明をお願いします。

#### 宮本経理・企画課長代理

こども青少年局企画部経理・企画課長代理の宮本です。よろしくお願いします。こどもの貧困対策について、まず、資料3-1と書いた資料で、これまでの経過をご説明いたします。

まず、1の国の動きとしまして、平成25年6月26日に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が公布され、翌年の1月17日に施行されております。近年、日本のこどもの相対的貧困率が急速に増加傾向にあり、こどもの貧困問題が大変深刻化しているということを背景として「議員立法」で成立した法律です。

政府においては、平成26年4月に内閣総理大臣をトップとする子どもの貧困対策会議を立ち上げ、同年8月29日には子供の貧困対策に関する大綱を閣議決定しております。大綱の目的・理念には、子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図ることとしており、全ての子供たちが夢と希望を持って成長していきける社会の実現を目指し、子供の貧困対策を総合的に推進するとしています。この目的・理念に基づき、基本的な方針や指標が設定されており、その指標の改善に向けた当面の重点施策として、「教育の支援」、「生活の支援」、「保護者に対する就労の支援」、「経済的支援」などが掲げられています。

法律には、地方公共団体は、基本理念にのっとり、子どもの貧困対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有するとされています。また、都道府県には、子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努力義務が課せられています。

2の大阪府の動きですが、平成27年3月にその法律に基づく都道府県計画を策定されました。また、同年10月に有識者による子どもの貧困対策部会を立ち上げ、今年度、府下市町村と共同でこどもの生活実態等の調査を行っております。

3の本市の動きですが、平成27年3月に策定した「大阪市こども・子育て支援計画」において、「子どもの貧困」を大阪市の主な課題として新たに記載しました。

また、今年2月に、市長を本部長とする局横断的な庁内会議となる大阪市こどもの貧困対策推進本部を立ち上げ、今年6月27日から7月14日に大阪府と足並みをそろえ、「子どもの生活に関する実態調査」を実施したところです。

次に、資料3-2をご覧ください。当事者にアンケート方式で行った実態調査は大阪府下で共同実施しましたので、大阪府が学識経験者の意見をふまえて調査票を作成しています。調査票は、①から③について焦点を当てるように組み立てられています。

円が3つありますが、下に大きく楕円形になっているものが、①現金やサービス等の物的資源の欠如、右上の円が、②近隣や友人等のつながり、社会関係資本とも訳されるソーシャル・キャピタルの欠如、左上の円が③教育レベルなど人的資源とも訳されるヒューマン・キャピタルの欠如です。その3つが重なるところが最も困難を抱えた層になります。

次に、資料3-3をご覧ください。調査対象は小学5年生と中学2年生の子どもと保護者です。大阪市は独自に5歳児保護者も対象といたしました。本市ホームページにて調査票を公開しておりますので、またご覧いただけたらと思いますが、各質問が先ほどの①から③のどの部分の欠如を見ようとしているかが一覧表になっております。大阪府の調査票をほぼそのまま使っていますが、一部、本市が独自に調査項目を追加しております。

こちらの資料は、また、のちほどご確認いただけたらと思います。

続きまして、資料3-4をご覧ください。この資料は、実態調査の単純集計結果の速報値として9月15日に市長会見で発表したものです。

本市におきましては、市立の小学5年生と市立の中学2年生の子どもと保護者、また、市内の幼稚園、保育所等の施設に通う5歳児の保護者の全員を対象に、各学校園や施設を通じて調査票を配付・回収いたしました。関係の方々にご協力いただいたおかげもありまして、大規模な調査にもかかわらず、合計で77.6%の回収率でご回答いただきました。調査結果のうち気になるところで申しますと、資料をめくっていただき①に、食事等についての問いがあります。「朝食を食べない」という答えが全国に比べて多いのですが、夕食を毎日食べていない、という子どもも1.4%いる、という結果が出ています。次のページの②の教育等に関しては「授業時間以外に1日あたりどれくらいの時間勉強しますか」という問いに、「まったくしない」という答えが全国の2倍以上になっています。それから、最後のページに③の人とのつながりの面では、「放課後、だれと過ごしますか」という問いに

対し、「ひとりである」という答えが 17.8%、それから、こちらは保護者への問いですが、「心配ごとや悩みごとを親身になって聞いてくれる人はいますか」という問いに対し、「いない」という答えが 6.4%いるという状況であります。

なお、さきほどの資料 3-1 の本市の動きの最後に記載しておりましたが、9 月 30 日に開催した市内のこどもの貧困対策推進本部会議に、本日ご出席の廣瀬委員と矢野委員にご出席いただきまして、現場の声をお話いただきました。その節はありがとうございました。その会議におきまして、全ての結果の速報値をふまえ、今後、重点的に取り組む施策の方向性や来年度予算に反映させる施策等を検討したところです。

今後、家庭状況によるこどもの状況など、調査結果の詳細な分析を今年度末までかけて行いますため、平成 29 年度と 30 年度の 2 ヶ年で、こどもの貧困対策にかかる施策を立案して進めてまいりたいと考えております。

続きまして、資料 3-5 をご覧ください。この資料は、こどもの貧困対策にかかる施策の一つとして今年度より実施する養育費の確保について、10 月 13 日に行われた市長会見で使用したものです。

まず、養育費の取決め及び受給状況につきまして、平成 23 年度全国母子世帯調査と本市の平成 26 年度ひとり親家庭等実態調査の結果を比較したものでありますが、母子家庭における養育費の取決めをしている割合は、全国で 37.7%、大阪市で 28.0%となっております。養育費を現在も受給している割合は、全国で 19.7%、大阪市で 11.0%となっており、いずれの結果も本市が全国を大幅に下回っている状況です。

次に、本市の実態調査における養育費の取決めをしていない主な理由ですが、“相手に支払う意思や能力がないと思ったから”が 54.4%、“縁を切りたかったので要求しなかったから”が 43.3%、“養育費を請求できるとは思わなかったから”が 10.2%となっていることから、養育費の支払い義務や取り決めの重要性については、十分に理解されていない現状にあります。

平成 24 年に民法の一部が改正され、協議離婚の際には、こどもの監護者（親権者）だけでなく、養育費や面会交流についても定めることとされ、その取り決めにあたっては、「子の利益を最も優先して考慮しなければならない」とされました。

その改正に伴い、離婚届に養育費と面会交流の取決めの有無をチェックする欄が追加されましたが、「取り決めをしている割合」は全国数値で約 6 割にとどまっている状況です。

資料の裏面にまいりまして、養育費の確保のための新たな取組です。

まず、今年の 10 月から、各区において離婚届を交付する際、法務省が作成した養育費や面会交流などの取り決めに関する合意書及び合意書作成の手引きに関するパンフレットを合わせて配布し、養育費の取決めを促しております。

この合意書には、こどもの養育費の金額や支払い方法、面会交流の方法や頻度などについて、両親が合意した内容を記載し、署名押印する欄が設けてあります。

離婚届を出す際に、必ず提出しなければならない文書ではありませんが、できる限り作成するように努めていただいています。

さらに、本市では、大阪弁護士会と連携して、弁護士による「離婚・養育費」に関する専門相談を、今年度中に週 1 回程度、各区役所で順番に実施し、相談体制の充実を図ってい

くこととして、現在調整を図っているところでございます。

離婚によるひとり親家庭のこどもの健やかな成長のためには、養育費は重要であるとともに、こどもにとって養育費の受け取りは当然の権利であることから、相談体制や情報提供などの充実を図り、養育費の確実な確保に努めているところでございます。

私からの説明は、以上でございます。

農野部会長

はい、ありがとうございます。

それではただ今のご説明に関しまして、委員の先生方、何か御質問、御意見ございませんでしょうか。

はい、安田委員。

安田委員

この、子どもの調査は、データの色んな分析、クロス集計とか、多分ひとり親家庭という部分を取り出してというのは、無理なんでしょうね。だからこれは、大阪市全域の子どもをかかえる親の状況になっていると思うんですけど、まあもし大阪市がせっかくするんでしたら、こういう機会を利用して、ひとり親家庭の実態も何か調べる方法が何かなかったのかなと。要するにこれは、やることに難しいとは思いますが、こういうところでひとり親家庭の朝食がどれだけ食べられていないか、夕食を1人で食べているかという実態が出てくると思うので検討してほしいということと、もう1つは、2～3日前の毎日新聞で、法務省で養育費の取り決めに6割もしているという、62%ですか、多分嘘やと思うんですけどね。法務省に嘘やと言うたらあきませんのやけれど。何で62%も、色々な状況があるのに取り決めができるんやと。まあ法務省の調査やから信用しなあかんと。ただ、それにしても大阪市の状況が何故これだけ低いのか、半分にも至ってないというようなね。一体、どっちが正しいんやと。つまり、大阪府以外の他府県は非常にたくさんところが取り決めをやって、高くなっているけれども、大阪府がこれだけ低くても、上げているというような状況なのかというのを。で、もし、その養育費の取り決めに上げるのであれば、他府県がどんな取り決めをしているのか、法務省はいろんな調査で絶対、いっぱいデータを集めているはずだから、ほんまかどうか調べてもらってね、その全国的な取り決めが、何で70も80もいっているんだと。絶対、2、30という所がたくさんあるはずなんですわ。これが何で60に出るかということは、絶対70、80の所がある訳ですから、こんなことはあり得ないんですけども、どうしたら、そこまで上げられるのかというのを、大阪市としてちょっと調べていただけたらなど。また皆さんに色々データを共有していただけたらなどと思います。

農野部会長

はい、ありがとうございます。事務局さん、何かコメントございますか。

迫野課長

はい、先ほどおっしゃいました、62%という分なんですけれども、実は平成24年の法改正の際に、離婚届を提出する時にですね、お子さんのいらっしゃる場所には、未成年の

子がいる時は、面会交流の取り決めをしている／まだ決めていない、養育費の分担で取り決めをしている／まだ決めていない、のチェック欄が設けられまして、そのチェックをカウントしたのが、法務省の発表した 62%だと思うんです。金額どうこうというよりは、決めているか、決めていないか、お話し合いをしましたか、という問いがこれだと思われます。大阪市はきっとそれよりも低いとは思うんですけれども、ちょっとそこまではわからないんです。

安田委員

養育費の金額を決めているとかそういうことではなく、取り決めをしたかどうかというだけのこと。じゃ、この新聞おかしいですよ。養育費の合意が 62%と書いてあるんです。

迫野課長

離婚届の方は、そこまでは書いていないです。金額まではうたっていないです。ただまあ通常は金額を含めてまでが取り決めだと思われるので、そういう書き方になっているのかと思います。ですので、法務省がおっしゃっているのは、離婚届の集計ということになります。で、別に、38%だったり 27%というのは、母子世帯に直接聞いた統計ということになっていますので、こちらの数値は、平成 23 年度に行われました、全国で 2,000～3,000 世帯ぐらいだと思うんですけれども、対象といたしまして、母子世帯に直接聞いた数値結果となっております。

安田委員

そういう違いがある訳ですね。

迫野課長

母数の違いがあるのかも知れません。

農野部会長

はい、ありがとうございます。

子どもの貧困の大阪市さんの調査については、これから具体的なデータを分析していただくと思うんですけれども、この、質的な調査について…

宮本課長代理

あの、すみません、先ほどご質問いただいた件で説明を付け足させていただきます。今日はちょっと調査項目で荒い内容を書いているんですけれども、実際の設問には、経済状況を聞いている中で、『養育費を受けたことがありますか』とか、世帯の状況をお聞きする中で、お母さんだけとか、お父さんだけとか、いうことも一応拾えるようになっておりますので、ひとり親家庭の子どもさんの状況がどうなのかということも、これから分析する中でも見て行きたいなと思っております。

農野部会長

ありがとうございます。

大阪市さんはこういう量的な調査だけではなく、各方面でヒアリングしていただきまして、質的な調査を同時にしていただいておりますので、非常に丁寧にしていただいております。

養育費の取り決めなんですけれども、資料の3-5を拝見しまして、この取り決めをしない理由ですよね、『相手に支払う能力がないと思った』あるいは『縁を切りたかったから要求しなかった』が多いんですけれども、これは、例えばアメリカとかそういう国はですね、国がそもそも取り立てるわけですよね。ひとり親家庭のお母さんに、そういう養育費を支給しながら、国が直接別れた男から取り上げると、いうふうな制度をしていると思いますので、それぐらいしないと、この1番目と2番目の項目は問題はなかなか解消できないのではないかと思います。

3つ目の『養育費を請求できるとは思わなかった』の10.2%の中にですね、そもそも養育費を請求できることを知らなかった、なのか、色々問題を抱えていて、協議離婚の際に、養育費の請求をできるということを考える余裕がなかった、というか、過去の清算というよりは、これからの自分の、親子の生活の方が大事だから、そっちの方に目が行ってしまい、バタバタ協議している中で、そこまで考えなかった、失敗した、という方もおられるんじゃないかと思うんですよね。だから当面、大阪市さんとしましては、10.2%の方々に、どれだけ丁寧に関われるかという形になってくるのかなという気がします。ぜひよろしくをお願いします。

他に何かございませんでしょうか。まあ、取り決めをしても、ちゃんと履行してくださるかどうか、それもありますので、もう取り立てなあかんやろうなと思いますね。

はい、矢野委員。

#### 矢野委員

ちょっと私の方からは、日頃の委員会活動の中での経験上でご報告しておきます。

まず、ひとり親とか生活保護世帯においても、ひとり親という限りは、ひとり親でなければいかんはずなんですけれども、大半がそこに問題のある家庭、子どもを抱えておられるとかいうところには、大半が内縁という者がつながってきております。特に父子家庭で、子どもが中学生の子、小学校5・6年、高学年の子をお持ちの方々に、子どもが最近ちょっと荒れてきたなということになると、父子家庭においては、内縁の方が外国の方だったりとか、全然家庭環境に子どもがなじめないために、子どもが非行に走ってしまうとか、ということが多々生まれている。ひとり親とされているはずの者が内縁という形で、ついていっている部分が大半だと私は思いますので、報告しておきます。

#### 農野部会長

はい、ありがとうございます。

先ほどのひとり親の家庭の様々なメニューがあったんですけれどもね、やっぱり、これだけ保育サービスがどんどんと拡充していく中で多分、学童保育が次の議題になっていると思うんですけれども、ひとり親家庭のお子さんほど学童保育でしっかりとつないでいた

いたり、障がいを持っているお子さんでしたら、病室の児童デイですね、あるいは、中学校の学習支援、これは子どもの貧困対策の中に入っていると思うんですけども、そういう学齢期から思春期の入り口の子たちを、しっかりと何か支えるような仕組みが次にもう求められて来ているんじゃないかな、と思うんですね。だから多分2歳の子で非行に走るという子は数多くないと思うけれども、いわゆる学童期から思春期入り口、そんな子たちをいかに周りの大人が手当できるか、ということ考えたとき、学童保育って大事だなと思うんですけども、中学校の学習支援ですね、福祉事務所あたりが中心になって、いろんな方が関わりながら、例えば土曜日とか、そんな時に学習を見てあげるような場所を開設されている所があるんですけども、大阪市さんの状況はいかがですか。

迫野課長

今日は区の代表の方も入っていただいているんですけど、総括的に申し上げます。

各区の実情に合った形で現在は実施しております。一番早かったのは西成区だったかと思うんですけども、学校の一室を活用した形で、時間外に民間事業者の方に入らせていただいてやったのが初めてだったと思います。現在では、他の区にも広まっておりまして、徐々に浸透いたしております。児童デイにつきましても、どんどん増えている状況でありますし、それ以外にも、子どもたちの居場所という観点、今回の貧困調査の中でも重要なポイントになっておりまして、今後そういうところについても検討を深めていく予定となっております。

農野部会長

ぜひそれぞれの区長さんが意識を持っていただいて、各区の中で取り組みいただけたらなと思います。

何か他にございませんか。

山口委員

これを見て改めて思うんですけど、その資料3の方ですか、大阪の中学生がまったく勉強しない、小学生が全国平均の5.8倍、中学生が全国平均のほぼ倍、ほぼ倍ではないですけど、自治体で、大阪市さんが月1万の塾代を助成したり、それから就学援助をほとんど3割に近い数字でしたよね、これを見たら。非常に、そんな風にされている、いやもちろん過渡期だとは思いますが、大変な実態の数字が出ているし、何とかこれを、子ども達の学力を上げるために総力を上げないといけないと思いますし、それと、月1万円の上限の分で、制度を拡大するとして、市内在住中学生の約5割の助成対象というのは、すごく大きいですよ。お金はかかるけれども、将来、未来への大きなお金をかけるというか、投資するというか、ぜひ、お金もかかるけれど、頑張ってもらいたいなと思います。この数字がやっぱり事実を物語っていると思いますし。いや感想ですけども。

農野部会長

はい、ありがとうございます。

はい、輪違委員。

#### 輪違委員

資料3-4の2番の、子どもの生活の実態調査の中の食事等の部分ですよね、朝食、夕食が毎日食べられていない方が非常に多いということがあるんですけども、この間、社協の方でもですね、ボランティアの市民活動センターの方で、子ども食堂の取組をされている団体であるとか、これからどういう形で進めて行くか、教えてほしいという団体の方が結構多くの方が来られまして、その中で意見をお聞きしながら、今後地域の中でいろんな方々と調整しながら進めて行く必要があるやろなということもあって、定期的に会合も開いていこうかと考えておりますけれども、その中で、ちょっとなかなか実態的に進めて行くにあたって、市全体としてどういう風に支援していくのか、できればこども局さんの方も一緒に入っていて進めて行けたらなあと考えておりますので、今後ともまたよろしくをお願いします。

#### 農野部会長

はい、よろしいでしょうか。よろしくをお願いします。

はい、廣瀬委員。

#### 廣瀬委員

あの、廣瀬でございます。資料の3-4の回収率が77.6%というところで、高い回収率が出ているんですけども、やはりそこで、もれている22.4%というところに深刻さがあるんじゃないかというところが、貧困の会議の中で区長が言われました、まさに負の部分だろうなと思っております。その部分というのが、ひとり親家庭であったり、不登校であったり、何等か家庭の中で問題を抱えておられる家庭ではないかと推測いたします。その中で、学習支援で中高生の塾という、とても、必要な事業であるとお考えの中で、勉強に入るまでのところの課題が多い子どもたちをどうするんだということが、大きな課題でありまして、それぞれの所で居場所づくりとして学習支援というのが展開されているんですけども、その学習支援の居場所が単なる学習を教えているだけではないんですよ。多分、子どもたちを見守るネットワークをそこで作っているというところで、うちの施設の方も、施設の外の公民館で学習塾と無料学習支援という形で行っておるんですけども、まさに、次の生活課題に目を向けて、そこにどうアプローチできるんだろうなと、そこまで見据えて、していくということがやっぱり重要なんだろうなと思っております。それで、農野部会長が言われた、夢や希望を持つ子ども達がなかなか、自分の生活課題、ひとり親家庭の中では、そこが見いだせなくて、もうその居場所において、違う大人であったり、ボランティアの学生さんだったり、を見ることで、ああ、こんな風になりたいな、とロールモデルを見たり、地域の民生委員さんや主任児童委員さんに見守られて、何々ちゃん、と声をかけてもらえることが子どもたちの夢や希望につながるのではないかと思います。母子生活支援施設で、先ほども言いましたように、本当にペチャンコになって子どもが入ってくるんです。転校を何回も繰り返して、お母さん、親の意思で、また退所しなければならないという状況がありまして、そういう中で支援員に支えられ環境を整えられて、自己肯定感の回復というところに力を入れて、不登校という子どもは施設の中では少ない

んです。ただ、退所した途端、不登校になっちゃうのは、ものすごく自尊心が下がってしまう状況があるから、それを見越してアフターケアで、学習塾というのを発案したんですけれども、切れ目のない支援で、様々な、今、切れ目のない支援支援って言われているんですけれども、まさに子どもたちをもつなげる、つなぎ続けるところらへんの切れ目のない支援というのが今後みんなで、地域と協同して考えて行かなければいけないと思いますね。

農野部会長

はい、ありがとうございます。

今日まだご発言いただいていない先生方、花井先生、太田先生、五代儀先生、いかがですか。何かご意見いただけましたら。

五代儀委員

すみません、五代儀でございます。私の方は厚生労働省の、大阪でも北の、大阪労働局から来ておるんですけれども、出先機関はハローワークになっておりまして、ひとり親家庭のサポートといいますと、保護者の方の就労支援というところが重要なことで課題として挙げられていると思います。

我々の方では、生活保護受給者の就労促進事業というのがございまして、生保を受給されている方、それと、児童扶養手当を受給されている方に対する支援ということで、大阪市さんの方から、各区の方からハローワークへ支援要請いただいて支援をしているところなんですけれども、昨年から厚生労働省が力を入れて『ひとり親全力サポートキャンペーン』ということでですね、ちょうど現況届を出される時期が、皆さん区役所に来られるということで、特にその時期に集中的に支援をしましょうということで、大阪市の方と協力・連携しながら取り組んでいる状況でありまして、まだまだ実績というのは上がって来ない状況なんですけれども、現在支援をされている方もおられますので、今後、就職につながっていくような形で実績が出てくるといいのかなと思っております。で、支援を受けてですね、我々の方で支援を受けましたらいろんなサポートがあるんですけれども、就労支援の中では訓練ですね、就職につなげていくための訓練ということもございまして、支援訓練なり公共職業訓練のところで就職につなげていく、定着させていくということが重要になると考えておりますので、引き続き大阪市さんとも連携しながら取り組んでいきたいという風に考えております。

農野部会長

はい、ありがとうございます。

ジョブカフェとかですね、若い方のそういう就労あるいは訓練を考えますと、例えば将来的に中学校の子どもさん達の学習支援をする場なんかができたとしたら、若い子たちが、将来どんな仕事に就けばいいか、どんな資格をどう取ればいいかを、出前授業みたいな形でやっていただけるとありがたいなという気がしました。今、子育てサロンではいろんな方が、保健師さんが来られたり、歯医者さんが来られたりして講座をやっておられますが、そんな形で若い子たちに、ぜひ就労に対する意識であるとか、そういうものを培える機会

があればいいなと今思いました。

太田先生、いかがですか。

太田委員

はい、今日、いろんな事業のご説明をいただきまして、本当に私らの子どもの頃と違って、色々新しい、難しい社会状況が生まれてくる中、大阪市さん色々幅広く支援事業を展開されているなという風を感じました。ただ、いくつかの、委員の方からもご意見がございましたように、次はできるだけ、この施策を幅広い方に知っていただくご努力を続けていただきたいなという風に思います。最後に、養育費の問題の方なんですけれど、先ほど、なぜ大阪はこんなに取り決めをしていないのかな、というのは、わからないこともございますけれども、これに対しましても、いわゆる法律相談を実施されるということでございますので、これも夜間の実施ですとか、色々ご利用しやすいような形で、また、その施策のご案内を普及する形で努めていただければいいかなと思います。以上でございます。

農野部会長

ありがとうございます。

花井委員、いかがですか。今回初めてご参加いただいたんですけれど。

花井委員

ええ、今回初めて参加させていただきまして、五代儀と同じく、大阪労働局の職業安定課というところで、ハローワークの紹介業務の総括をやっているところでございます。ハローワークにつきましては、基本的には職業とのマッチングというのが最終的には業務になると思うんですが、その一端の中で先ほど話に出たマザーズハローワークという所がございまして、大阪府下で2か所、これは難波と堺の方に設けております。マザーズコーナーというのが、各ハローワークの中で、コーナーとして設けさせてもらっているんですが、これが梅田とプラザ布施駅前と千里と泉大津、枚方、茨木（これは高槻になります）に設けさせていただいております。大阪市内であれば、難波と梅田になるかと思うんですが、内容としましては総合的に就職支援をさせていただくということで担当者制や予約制ということできめ細かい職業紹介とか相談業務をさせていただいております。

それから、再就職に関するセミナー等を実施させていただきまして、平成27年度、今の時点では210回の開催、2,718名くらいが参加しております。うち、託児付きというのが、セミナーを開催させていただきまして、123回の開催では、1,457名の参加でございます。

あと、仕事と子育てが両立しやすい求人確保ということで、ハローマザー企業ということで、そのへんの理解のある企業さんの求人がある程度まとめさせていただきまして、現在、そういう企業が172社ございます。

どうしても就職という形になりますので、ある一定本人さんの条件とか、会社の条件とか、マッチングとか、そこはなかなか難しいところはあると思うんですが、それは、担当者制ということで、ある一定、基準というか、きめ細やかに、相談を継続的にして決めさせていただきたい、最終的に就職に結び付けたい、と思っております。

また何かありましたら、ご相談していただいたら、こちらの方で担当させていただくので、よろしく申し上げます。

農野部会長

はい、ありがとうございます。

他に何かご意見ございますでしょうか。

安田委員

はい、ちょっと、できるだけ短く言います。

あの、あまりきついこととか、人に嫌がられることは言いたくないので、ソフトに言いますけれども、先ほどから矢野さんとか小林さんとかがお話されているように、今、輪違さんも言いましたけれども、民間とかNPOとか、仕事ではなくて、色々母子家庭の自立支援とか、子育て支援とか、色々な取り組みをされている団体が、無償で色々取り組んでいることに対して、その、大阪市さんがなかなかうまく対応できていない状況があるというのが事実でございまして、あの、細かい話はいいんですけれども、ただまあ、ここには、表の中には具体的に出てきていない色々な事業があると思うんですね。

先ほど言いました、母と子の共励会でも、こんな取組したいと言ってもなかなか区の方から断られる、区の方が積極的にやってくれないというような状況があった場合に、市として、どうやってうまく、その区の人たちを、区の権限が上になってしまったので、大阪市が言いにくいことがあるとか、区の独自にやっけていいということで、ある年に自立就労支援事業、つまり、仕事の就職の世話をする事業を、ある区が廃止するとかですね、そんなことがあってはいかん訳であります。兵庫県と大阪市ではわかるんですよ。大阪市の区の中で事業が違うというのはおかしいのではないかと。いや、いい事業であれば、どんどん進めて行ったらいいんですけれど、最低限やらなあかんことを、やれへん区があった場合に、それは大阪市がちゃんと指導してくれなあかんのとちやうかな、とは思うんですね。いくら区の権限が強いと言われても、そこは、これは最低限やらなあかんことやねん、ということ市は強く言ってほしいという願いなんです。そうでないと、サービスがばらばらになってしまうというのがひとつと、先ほどから言っているように、色々、母子家庭の方や色々な困難を抱えている人たちに、ボランティアというか、無償で貢献している人たちを支援するような、例えば子ども食堂でも、なにもお金を支援せえ、ということではなくて、社会福祉協議会がどういう要望をしているのかわかりませんが、予算的な支援もあるかも知れませんが、情報提供であるとか、そこが居場所になりますから、母子家庭の子どもがどんどん入って行って、そこでまた、親が自立していくこともありますから、そういう情報提供であります。例えば、子ども食堂にフードバンクから無償で食料提供している所が何か所もある訳ですね。そういうことをもっともっと情報提供して、何もお金を入れるだけじゃなくて、いろんな情報を持ち寄って、それを区に色々知らせて行ってほしい。区の中で母子家庭にいろんな情報を同じように提供できるよう、大阪市が強く言ってほしいということで、すみません、わかりにくかったと思います。

農野部会長

いやいや、ありがとうございます。

今、どちらの行政でもそうだと思うんですけれども、公的なサービスだけではなくて、民間の様々な方がやっておられる、それこそボランティアからNPOをはじめ、そういう民間、公民合わせた資源をどのように運営していくか、ということが、ものすごく大事になってきていますから、どんどん区に情報提供していただき、区民の方を動かすような形で進めていただけたらなと思います。

だいぶ時間が迫ってきましたんですが、何かご意見ございますでしょうか。特になければ…、そうですね、まだ少しだけ時間ございますが。

冒頭で、その、希望ということを申し上げましたけれど、ひとり親家庭で暮らしている子どもさん達が、こんなことやりたいな、あんなことやりたいな、と思っているのではないかという気がするんですね。大阪府内のある市ですら、ちょっと関わらせていただいているんですけれども、子どもの夢を叶えてあげようという形で、小学生、中学生から色々ご意見をいただき、その夢を叶えられる、そういう取り組みをしておられる所があります。その費用なんですけれども、市民の方々の寄付であるとか、あるいは、事業者さんからの寄付であるとかで、そういう取組っていいやろな、という風に思いますね。あるところでは、商工会議所さんが小学生を集めて、その、何て言うんですかね、物売るプロセスですか、企画をして、商品を作って、店を出して、そして売り上げを上げて、それを計算する、と、そういうことを1年かけてやっておられながら、その子どもさんの力を伸ばしていただけるような、そういう取組をぜひ頑張っていたらな、と思ったりもします。

なかなか、言うのは簡単で、でも動かすのは非常に大変だと思いますけれど、やっぱりそういう、知恵であるとか、慈悲であるとか、そういうものを集めないといけないのかなと思います。

何かございませんでしょうか、先生方。よろしいですか、そうでしたら、ありがとうございます。本日の予定されている議事はこれで終わりなんです。あと特に先生方、この議事に対して何か、今おっしゃりたいこと。なければ、事務局さんへお返しますが、よろしいでしょうか。はい、ありがとうございました。

迫野課長

ありがとうございました。次回の予定ということでございますけれども、今のところ未定となっております。また改めて、ご相談なりお知らせなりさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

岡野課長代理

それでは、これをもちまして、平成28年度第1回子ども・子育て支援会議 ひとり親家庭等自立支援部会を閉会させていただきます。農野部会長はじめ委員の方々におかれましては、長時間にわたり、ありがとうございました。終了させていただきます。

農野部会長

議事の進行にご協力ありがとうございました。